

40歳以上の対象年齢の方は 肝炎ウイルス検診を受診しましょう

対象年齢の方で、過去に一度も肝炎ウイルス検診を受診されたことがない方を対象に、検診の自己負担金免除による肝炎ウイルス検診を市の総合健診会場で実施します。

●肝炎ウイルス(血液)検診

肝臓の病気である肝炎は、ウイルスによるものがあります。肝炎になると肝臓の細胞が壊れ、働きを悪くします。下表の対象者には、「受診勧奨の通知」を7月上旬までに郵送します。

※なお、通知が届いた方で、過去に肝炎ウイルス検診を受診(市の総合健診・勤め先の人間ドック・出産時など)されたことがある場合は、受診する必要はありません。

■実施日・場所

今月号7ページ「各地区総合健診日程表」参照

■持物

受診勧奨通知・保険証

■問い合わせ

保健課 健康増進担当
保健指導担当

☎ 2314310



肝炎ウイルス無料検診対象者

年齢	生年月日
41歳	昭和50(1975)年4月2日～昭和51(1976)年4月1日
46歳	昭和45(1970)年4月2日～昭和46(1971)年4月1日
51歳	昭和40(1965)年4月2日～昭和41(1966)年4月1日
56歳	昭和35(1960)年4月2日～昭和36(1961)年4月1日
61歳	昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日
66歳	昭和25(1950)年4月2日～昭和26(1951)年4月1日

※年齢は平成29年3月31日現在です。

国保が支える安心社会

国民健康保険税額のお知らせ

「平成28年度国民健康保険税の納税通知書」を、7月中旬に世帯主宛に郵送します。

※世帯主が社会保険等に加入している場合でも、同じ世帯に国保に加入している方がいる場合は、世帯主義で通知します。

平成28年度国保税の算定方法、保険税額・限度額は、表1のとおりです。

離職された方は軽減されます

倒産、解雇、雇い止めなどで離職し、国民健康保険に加入された方については、前年の給与所得を100分の30として所得割が算定されます。軽減を受けるには申請が必要となりますので、市民課国保医療担当窓口で手続きをしてください。

■対象となる方

- 次の①～③の全ての条件を満たす者
- ①平成21年3月31日以降に離職した方
 - ②離職日時点で65歳未満の方
 - ③雇用保険の失業等給付を受ける方で、雇用保険受給資格者証の「離職理由」が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」に該当する方

表1 平成28年度の税率・限度額

	所得割	資産割	均等割 (1人あたり)	平等割 (1世帯あたり)	賦課限度額
医療分	7.0%	25.0%	24,700円	21,200円	540,000円
後期高齢者 支援金分	2.7%	7.0%	7,900円	8,600円	190,000円
介護分	2.5%	7.0%	9,500円	7,200円	160,000円

※介護分は、40歳～64歳の方のみ

※一定の所得以下の世帯は、均等割・平等割が最大7割軽減されます。(申請は不要です。)

格者証の「離職理由」が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」に該当する方は、申請に必要なものとして、雇用保険受給資格者証・印鑑を提出してください。

有効期限にご注意ください

国民健康保険に加入している方に発行している「限度額適用認定証」「限度額適用標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。

8月以降も認定証が必要な場合は、8月中に市民課国保医療担当窓口で更新手続きをしてください。

■申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・印鑑
- ・過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院日数の確認できる医療機関発行の領収書等(住民税非課税世帯のみ)

■問い合わせ

市民課 国保医療担当
(内線127129・137)

国保税の算定方法

国民健康保険税(年税額) =

- 所得割 (前年中の総所得金額等一基礎控除額) × 税率 (※一人あたり33万円)
- +
- 資産割 (国保加入者が本市内に所有する固定資産に応じて計算します 本年度の固定資産税(都市計画税を除く) × 税率)
- +
- 均等割 (世帯内の国保加入者数に応じて計算します 世帯内加入者数 × 定額)
- +
- 平等割 (1世帯につきいくらかと計算します 1世帯 × 定額)